I. 4 講話・講演の記録

「講話」

国土交通省砂防部砂防計画課長 南 哲行

「講話」

国土交通省砂防部砂防計画課長 南 哲行

1. はじめに

砂防計画課長の南でございます。先ほど山下センター長からお話がありましたように、この会というのは非常に伝統的というのですか、成果もどんどん上がってきた会だと思っております。昔はつくばへわれわれが行って、土木研究所がつくばへ行ったことでつくばとは一体何なのだということを知ってもらおうということでつくば会議という名前でやったようでありますが、あの頃はつくばへ行くのが楽しみで楽しみで、われわれは心してというのですか、楽しみにしながら、また、皆さん全国の人と事情は違うけれども「砂防」という名前で一つに集まって議論ができたということで非常に有意義だったと思っています。

時代は変わってきました。だから、砂防も、後で話をしようと思うのですが、色々な幅が広くなってきて、砂防とは一体何なのでしょうというぐらい広くなってきたのですが、だからこそ、こういう会議でいろいろな議論をしていったらいいと思っております。

今日も実は朝、河川局の課長会議があって、交付金の話を30分ほど議論してきたのですが、色々な考え方があるなと思いながら聞いていたり、また、自分の意見も話をしていたのですが、そういうことで一つのテーマで色々な素地が違う、色々な経験が違う、そういう人たちが一つの物事に対して色々な角度から議論をしていくということで、こちらから見ると四角く見えたりする。そういうもので、結局、こういうコップの形でしたというのが分かるような感じが今日も朝からしておりました。そういう意味で、今日はぜひ貴重な二日間として、自分の意見、それから、言うばかりでなくて聞いて、聞くばかりでなくて考えて、言って、聞いて、考えてというのを繰り返しながら、これは結局はこんな形でしたというのが分かるようになっていただければ、非常に今日の会議が有意義だと思います。

入口の所でいらない話をしましたが、まず初めに砂防部の職員みんなが、今日お集まりの皆さんに非常にご苦労をかけ、そして頑張っていただいているということに関しまして感謝しておりますということを、冒頭、伝えさせていただきたいと思います。特に警戒避難とか災害の調査・対策、それから、ついこの間あったのが予備費、今、作業していただいているのは多分補正だと思っていますが、そういうものが矢継ぎ早にどんどん来る。そんな中で具体に手足を使って、目を使って、腕を使って、そして現場で実際に行っていくという皆さんの方のご苦労につきましては、砂防部の職員一人一人全員が認識して感謝しているということをここで伝えておきたいと思っておりますというか、正直に伝えさせていただきます。どうかよろしくお願いしますということです。

2. 砂防とは何か

さて、「講話」と書かれて、「講話」と辞書で調べたら、何かためになる話をしろという ことが書いてありました。ためになる話というのはどんなことかというのは別にしまして、 マイナスにならない話をどうすればいいかというふうに今日は思って、この場に立ってお ります。

私は、この道に入って今年でいつの間にか34年がたちました。以前は白髪もなく、山も歩いていたのですが、今は動くのは口だけになってきて甚だ何か迷惑をかけているなと思っておりますが、その中で、私はいろいろな所で同じことを言ってしまっているのですが、いまだに砂防とは何かというのをずっと思ってきております。

まず、四国の吉野川砂防に当時に入って、阿波池田にある事務所に行って、そこで寮に入ったのです。私以外の人は大体四国出身の人なので、みんな土日に居なくなる。土曜日の昼から居なくなるのです。あの頃はまだ週休二日では無くて土曜日は半ドンだったのです。土曜日の午後から誰も居なくなってガラーンとした所で「暇じゃのう。どうしようかな」と思っているうちに「しゃあない。中古車を買おう」ということで中古車を30万円で買って、それでとにかく行こうと。

しかし、観光だけではつまらないということで、この吉野川には曽江谷とか色々あるし、 当時は早明浦ダム上流の濁水問題を砂防で何とかできないかという話があって、「じゃあ、 表面の土砂の動きを止めれば濁水にも効くはずだ。濁水の細粒分を砂防堰堤で止めるのは 全く無理だ。しかしながら、表面浸食を抑えれば、あるいは、河床の中にたまっている土 砂の動きを固定してやれば、巻き上げとか、そういうものを固定してやれば濁水はある程 度軽減できるはずだということを感じまして、では、一遍そういう目で、土日暇だから 行ってみようと言って行っていました。そうこうしているうちに、では、これを砂防工事 でやるというふうになってくると、「砂防って一体何なのだ」というふうな感じもしてきま した。

あの頃は割とおおらかな時期なので、川の中で、ブルドーザーで、砂防堰堤が既に 4 基ほど入っている所の上でブルで河床をかき回して、下で濁度を測って、1 基目、2 基目、3 基目、4 基目とか言っていて、それでブルでかき回して、下で濁度を測ったりして、4 基あったら、「ああ、効く、効く」とか言って喜んでいたのですが、当たり前ですね。4 基もあったら沈殿してしまうので、その間に流れも、巻き上げたものもたまっていくので効くのは当たり前なのです。それでも、「効く、効く」とか言って喜んで、整備局の研究発表会に出したりしていました。

今はそういう事を多分やらせてもらえないか、やっている暇がないのか、あるいは、そういうのよりもっと何か違う忙しさでおられるのかもしれないですが、せっかくだからそういう事務所にいる間は、そういう場所が自分である程度使えるのだと思って、実証的にやってみる。実証したことを検証したり解析したりするのは、ここにいる土木研究所とか国総研とかいう非常に頭のいい人がいるので、その人たちと相談してやったらいいのですが、実証できるというのはここにおられる皆さんしかいないということで、そういう方向で、ぜひ一生に一度は自分でそれをやってみるというのは非常に効果があると思います。

もう一つ私がやらせてもらったのは、かずら橋のある祖谷川に 2mほど穴を掘って、そこに起き上がりこぼしみたいなのを入れて、どこまで出水期で動くのかと思ったら、2m入れたやつが、出水期の後で掘りに行ったらひとかけらも残っていない。つまり、2mはぐっと一つの出水で動いているなというのが良く分かりました。そういうようなことをやってみるということは非常に面白いかなと思っておりました。

その最中に「砂防とは一体何だろう、何だろう」と、こういうふうにずうっと引っ掛かっていたのです。それで、当時私は砂防というものがあるのではないかと思っていたの

ですが、砂防というものがあるのではなくて、砂防指定地はあるのですが、あるいは、砂防設備はあるのですが、砂防というものが無いというのに途中で気が付いて、砂防というのは漢字で見ると砂を防ぐとなっている。中国人なら防砂と書くはずなのに、何で砂防なのだということを思っていたのですが、そんなことは途中からどうでもよくなってきて、要は、われわれとしては土砂の移動で起こる様々な先ほどの濁水だとか、土石流だとか、河床の上昇だとか、あるいは洗掘だとか、そういったものを安全な状態に保つというのが砂防だろうというふうにだんだん思ってきたのです。

次に思ってきたのが、では、そういう行為を行うことを必要としている土地、それが砂防というものではないかと。そこを砂防指定地にして砂防指定地の管理という概念があるのではないかというのを、そのときに、中古車のおかげで、半年とか1年ほどうろうろしているうちに何となく気が付いたと。ちょうど吉野川の左岸には曽江谷とかいう、赤城先生が扇状地の流路工を見よう見まねで、流砂量計算とかそんなものが全然ない時代に「こんなんだろう」とやった所がありまして、それは安定した状態なのですが、そんなものを見ながらそういうものを考えていったと、感じていったということであります。

3. 警戒避難について

それから、当時、今では考えられないのですが、砂防事務所というのは、台風が来ると、「台風の来る前に帰ろう」と言って皆帰ってしまう。私は当時非常に若かったのですが、昭和52年に勤めて、台風が来る。当然事務所の人は全員泊まるのだろうと。全員といっても本当の全員ではないですが、工務課にいる人とかそういう人たちは全員泊まって徹夜で災害の状況を調べたり、そこから、台風が行った後に何をすべきかというのは当然考えるのだろうと思っていたら、「おい、台風が来るから、はよ帰れよ」と言われて、「え、何でですか」と言ったら「危ないやんけ。危ない所にいつまでもおらんと、はよ帰れよ」とか言われて、何かそうかなと。確かに台風が来ているときに危ないよなと。しかし、台風が来ているときに帰っていいのかなと思っていましたが、皆、「帰れ、帰れ」と言うから「そうかな」と思って帰りました。

いまだにずっとそれが残っていて、それから以後、そうですね、ずうっと残っていて、一体われわれ何をすべきなのだと、職員として一体何をすべきだと、国の職員あるいは県の職員でもいいのですが、国民の皆さんから給料をもらって何のためにいるのだという感じを受けるわけです。

それで、そうこうしているうちに北海道へポーンと転勤になって、当時、有珠山が爆発したといったことがあって、3年間で、当時で230億円ですか、そういう「何でもいいから、おまえ、やれ」と。行ったら、とにかくその辺に造りたいものを造れということで、基準も何もない時代です。泥流に対する考え方、段波に対する考えが何もないときに、「とにかくじゃあ、やりますわ」と言ってやっていたのですが、北海道はさすがにそういう大雨が降るときというのはちゃんと出張所で待機しているのですね。私もやはり待機して、そして、泥流が出そうだという時には、ちょっとあの時は今から思うとぞっとするのですが、泥流に追っ掛けられたりもしました。そういう感じがあって、それで、雨がやんだらすぐ調査に行って、どこでどれだけの泥流が出てきたかというのを調査し、そして痕跡を調べて、その痕跡から砂防堰堤が水通しとか、流路工の幅とか深さとか、そういうものをその場その場で決めていったということがありました。

その時もまだ今と違って、警戒避難を砂防の分野でやるという概念は全く無くて、土石流をとにかく住民の皆さんの所に行かないようにしようと。だから、「行きますよ」と、「こんなときに行きますよ。だから、逃げてくださいね」という概念はあの時は全く無かったです。昭和53年か54~55年のその時代、今からたかだか30年前なのですが、北海道庁は、「泥流で住民の方が被害に遭わないように頑張ります」。頑張りますと言い切って、総額230億円で火山の対策を掲げ、泥流対策をしますと言い切ってやっていたということであります。

私もそれがやはり気になって、そんなことを言ったって、こんな無限に出てくる土砂に対して「絶対止めます。230億円で国と道が力を合わせてやりますから、ご安心ください」と言って、本当にいいのかなと、当時はやはりそう思ったのですね。

そうこうしているうちに、当時はまだ5カ年計画があって、治水事業、第六次だったと思いますが、5カ年計画があるから、有珠山で徹夜しているやつだから「来い」と言ってずっとやっていたのですが、そのときには、さすがに当時の砂防課ですね、砂防課は警戒避難はやるべしという方向で行っていたのですが、出先の方には全然そういうのは伝わっていないし、具体的にどうしていいか分からないということで、当時、5カ年計画を作りながら、警戒避難のあり方をずうっと考えておりました。

そうこうしているうちに、今でも思いますが、57年に長崎で時間百何十ミリの雨が降って二百何十人の方が亡くなって、それで今の土砂災害防止月間ができたのです、事務次官通達を出して。それからであります、警戒避難が施策として本当の表に出てきた。それまで地道にやってきたから出来たのですが、出てきました。その警戒避難に対して、砂防法上の根拠だとかというのがずっと苦しんできたのです。「砂防法で何で警戒避難ができるんだ」「サービス、サービス。これはサービスです」と、ずっとわれわれは言い切ってきたのですが、サービスだけでやっていて、そのサービスで失敗したら誰が責任を取るのだということで、警戒避難を綱渡りでしてきたような時代がずっときました。

それで、今、土砂法が平成12年に制定されて13年から施行になっていますけれども、そういう土砂法に結び付いていったというようにずうっとつながっているのですね。ですから、ここに県の方もいらっしゃるとは思いますが、そういう流れの中で警戒避難というふうにいっている。

今、警戒避難を本当に砂防部局がどこまで責任を持ってやれるのかというのは、またこれも極めて無礼なところがあるのです。私なんかは、土砂法ができたし、事実上、土石流とか崖崩れを検証もそうですし、現場の数も誰よりも知っているのがこの砂防部局の人間だから、誰よりも知っている者がやるべしと、こういうふうに思って今もやっているのですが、現実はなかなかそういうものではなくて、警戒避難に関しては災害法があるし、消防の法律もあるし、それから、予警報については気象庁の気象業務法があるし、そういうものと仲良くやりながらやっていくのだろうなと今は思っているところであります。

4. ハードとソフト

少し戻りますが、一体砂防とは何だというところをずっと考えていくうちに、以前は、 私らが入ったときからしばらく 10 年近く続いたのが、先ほどの土砂の移動によってさまざ まな問題が起こるものの、その現象を防ぐことが砂防の役割で、それを砂防と我々は言っ ていたと思うのです。それが、警戒避難の方に入っていった瞬間から、今度、人命の保護 というのですか、人に危害を加えないという方向に行っているということであります。

しかし、ここで今はぐじゃぐじゃとなっているところに、私はちょっと今の問題を感じているのですが、それは別の柱なのです。本来、別の柱。だから、現象面として土砂移動を急激に起こさせないで、現象面としてトラブルを起こさせないという柱が一つあって、それからもう一つが、人の命を何とか守っていこうといういわゆるソフト対策みたいな感じですね。そういう別の切り口がある。これは別の柱なのです。それが今、少し混乱してきているようなところがあります。

その混乱しているところの原因は何かというと、単純にいえば、こちらの方の現象面を防ごうとするハードの方の予算が急激に減ってきた。急激に減ってきた分を何とかこちらで補おうとする。車の両輪として言い方はいいのですけれども、両輪であれば、本来同じ回転をしておかないと駄目なのに、こちらの回転が悪いやつを、こちらの右輪でいこうとするところに混乱が生じておりますので、これはやはり全く別物として、別の車として動かした方がいいわけです。よく車の両輪という言い方をしておりますが、そんなことをしたら大混乱ですので、別の車であります。ハードにやっていく施策と、それから、人の命を少なくとも守ってやろうというのは全く別の乗り物と思ってやっていかないと、混乱します。

ですから、砂防法は色々な話があって、われわれは砂防法の改正の議論を補佐クラスのときには結構やってきたのですが、あれは事業法だから、事業をするための法律で、粛々と事業をやっていこうと。事業をやっていくのは、先ほどのハードの方です。土砂の移動現象をなだめてやるというふうにやっていく。それとは別の法律として全く違った体系で作るべしということで、当時は土石流法とか、そんな名前を付けたりしながら考えていっていたのですが、それが今の土砂法になっています。

それで、県のかたは急傾斜をやられたことがあると思うのですが、急傾斜の法律が両方から入っているために、やはり少し混乱しているのです。あれ自身が、当時やはり何とかソフト対策も入れたいということで、警戒避難という言葉が急傾法の中に入ってしまったので若干混乱しているということもあって、土砂法の改正のときには、それを引っこ抜いて新しい土砂法の方に入れて、急傾斜の法律も、どちらかといったら事業法に近い形にしてしまっております。

従って、車の両輪ではなくて、別の車として動かしていくというふうな意識でやっていった方がわれわれの仕事としては住民の方にも分かりやすい、そういう事であります。特に都道府県の方は、今、赤とか黄色を住民の方に説明しながら区域指定をやっていく、苦労されていると思います。そういうときに必ず出てくるのが、「にいちゃん、にいちゃん」と。私は奈良県にいましたから奈良県の人だと、「にいちゃん、にいちゃん。そんなんどうでもええから、工事やってくれよな」とか言われると思いますが、それは、彼らの言うのはそのとおりなのです。そのとおりなのですが、「二つの車があって、とにかくこの車に乗りませんか」と。それを、「こっちを補うためにこっちをやっているんです。車の両輪なんです」と言うからややこしくなってしまうので、そこを「別のものなんです」と。「別のものなんですが、こちらの車がなかなか」、奈良で言ったら「来まへんで。来まへんから、こっちでどうですか」と、そんなことをやっていく。それが分かりやすい話だと思っております。決して一方を補完するものとか、そういう考え方ではないというふうに考えていただいた方がいいのではないかと思っております。

5. 防災とは何か

それから、最近私自身が思っていることの中で「防災」。砂防の話は今しました。「砂防とは何だ」というふうなことを自分の経験の中から少しお話しさせてもらいました。最近もう一つ、「防災って一体何だろう」と、また、これも思うようになっております。これは先ほどの砂防、防砂よりまだ分かりやすいですね。「防災」、災いを防ぎましょうという防災。

「防災」というのは、実は極めて私はこれは化け物だと、この言葉自身は化け物だと 思っているのですが、色々な取り方が出来るのですね。だから、この前ちょっとインターネットを慣れない手つきでというか、調べておりましたら、「防災」で調べたら山のように 出てきて、とてもではないけれども読んでいられない。それぐらいの人が、あるいは、そ の「防災」という名前の付いた株式会社とか財団とか何とかというのを調べてみたら、これも山ほど出てきて、一体何だろうと。

それで、やっている人も色々な経歴があるのです。「私は被災地に 200 回行った者です」とか書いてあるのです、その社長さんが。「だから、現場に強い。私が言ったことは間違いありません」とか、そういう「間違いありません」と言う人が一番危ないので、あるいは、「現場に行ったことがあります」というのは、それはそれでいいのですが、やはり現場と色々なものが組み合わさって防災というのはあるのですが、「防災とは一体何だ」というところをもう一遍、ここにおられる方は自分自身でも考えていただきたいと思っているところであります。

特に最近はNPOとかボランティアというのがあって、そこに防災というのはよく付くのだといいます。防災というのは誰も否定できないです。だから、何となくみんな付けてしまうというところです。環境というのも一緒です。いい環境をやりましょうというと、これも否定できない。だから、環境とか防災が付いているようなものは「怪しいな」というふうに私なんか直感で思っております。

昔、怪しかったのは、企画という言葉です。何とか企画とか何とか総合とか、そういうのが付けば普通は怪しいという事だったのですが、最近はさすがにもう何とか企画とか、何とか総合、総合何とかというのは極めて減りまして、調べてみたら、先程の様な環境とか防災とか、そういうものが怪しいとなってきております。

特に、環境を売り物にした色々な団体が出てきて、色々な切り口で色々な事をやって世間を惑わしているのではないかという心配をしております。私は先ほど言いました危機警戒避難をずうっとやってきたときに、自分の知識で一番欠けているのは何かと思ったときに、やはり心理学みたいな話ですね。住民の方がどういう気持ち、どういう心、何に反応するのかというのを勉強してこなかったし、そういうものはあまり無く、一生懸命、雨のピーク、何ミリ降ればどうなるとか、風向きがどうのこうのとか、2時間前に警戒避難を出すにはどうしたらいいかとか、そういうものばかりを一生懸命追い掛けてきたのですが、最近、首長などと話す機会があると、やはり人間の、住民一人一人がどう思うのかということを考えてやらないと防災というのは駄目だというのが分かってきました。

逆に言えば、そういう一人一人の心に入り込んでしまうというのが防災の世界であります。従って、これから防災という言葉が色々なところへまた歩いていくと思いますが、世の中を一つ混乱させていく言葉になっていくのではないかと思っています。ちなみに、環

境が非常に世の中を混乱させて、いまだ混乱の状態であります。あれと同じ二の舞になる のではないかと思っています。

6. 環境について

余談になりますが、河川法に環境という言葉が入ってしまったのですね。河川法というと、元々治水から始まって利水があって、そして、そこに環境という言葉が入り込んだ。本来は、それぞれが独立した柱なのです。それを一つの法律に押し込めてしまったので、あたかも関係しているように見えてしまう。そうすると、治水という概念と環境という概念が一つのつながりを持ってしまう。ですから、環境を考えた治水とか、言葉としてはあるのですが、現実に環境を考えた治水なんていうのは無いのですね。ですから、近似自然工法というのは極めて正直な言葉で、自然に近付けた工法、自然に見えるような工法とか、そういうのは非常に言葉として正直だったのです。それを環境護岸とか言い出した瞬間に、もう訳が分からなくなってきたということであります。

もっと言えば、環境というのは誰でも語れる、一人一人によって違う、価値観が違う。 そういうものと、絶対価値観であるような治水が同じになってしまったということであります。ですから、私は当時、河川法を改正するときに「砂防法も何か環境という言葉が入ったらかっこええな」と思ってちょっと考えたことはあったのですが、どうしても無理だと。砂防法に環境という言葉を入れることはどうしても無理だ。むしろ、砂防をやること自体が環境を良くしているのだと、そういう割り切りの方がいいだろうということを、当時、思ったことがあります。

それは、先ほどの話、元に戻りますが、砂防というのは現象を和らげていますから、それ自身が環境に貢献しているはずだという考え方の方がいいのではないかと。治水上砂防ということになっていますけれども、ある意味環境上の砂防もあっていいのではないか。それは運用の世界で十分だというのは、当時思ったことがあります。

環境を内部目的化したとか、環境自身を保全するために国費を投じてもいいという割り切りが、当時、建設省の時代に一度省内で決議されたときに、私は「しまったな」と、一瞬は思ったのです。一瞬は思ったのですが、今となっては、やはりどこか違和感のあるそういうものはやはり別の方がいいということで、もし、砂防が環境にというものを本当に内部目的化して、環境の為の砂防というのをやるとしたら、治水上砂防の砂防法とは別に環境上の砂防というのを作ってもいいのかなと。出来なければ出来ないで、そんなものは世の中に無い、無いということが証明というか、今の時代には無いということが証明されたということでいいのではないか。

今、名古屋で COP10、里山、生物多様性のやつをやっていますが、環境省が生物多様性 法案を持って来たのです。私はその時に、砂防としてやれることは一体何かということを かなり議論したのです。環境省に、「じゃ、共管でいこか」と言って共管で話を持っていったら、「ああ、どうぞ、どうぞ。いろんな人がやってくれたらいいから共管でいきましょう」と向こうも言ってくれたのですが、どうしても、砂防が主務大臣になって生物多様性のや るための法律事項が出てこないのです。どうしても出てこない。唯一あるとしたら、砂防 指定地の許認可を、そこの区域だけ生物のために砂防の行為を、制限をなくすという。だ から、人間より生物の方を大事にしますというふうにしないと法律にならない。

もう一つあったのは、法律案件でいけそうかなと思ったのは何かというと、われわれは

入会地で困っているじゃないですか。昔の村有林とか集落林みたいな所があって、砂防をやりたいけれども持ち主が分からないから、なかなか手が付けられない、そういう所に対して強制的に買収するというふうにやれないかということで、その二つが法律案件としてあったのですが、最初の方は、先ほど言いました、生物の方を人間より大事にするという事は、その方が大事だという人がいますけれども、私はそれはあり得ないという事で、それは駄目なのですね。

2番目の方は、この近所を生物多様性の為に買収して、そこに粛々と砂防がやれればいいなと思って、そっちに一応やろうかと思っていたのですが、やはり法律の専門家などと色々議論していると、メダカ、トンボ、それから昆虫、植物のために私有権を否定してまで買収するというのはいかがなものか。「憲法に保障されている私有権を否定してまで強制的に取り上げる。そういうのはいかがなものですかね」ということで、なかなか難しくなっていました。ちょっとそれましたが、それぐらい砂防と環境というのは、「本来目的はなかなかしんどいな」と、今でも思っています。

環境について色々議論があるとすれば、やはりあくまでも環境に配慮した砂防というふうなので割り切っていいのではないかと。配慮するというのはおこがましいとか、偉そうにしているとかといっていっぱい昔怒られたことがあるのですが、まさにそのとおりなのです。環境に配慮した砂防なのです。やはり人間の命とか国土の保全、そういうものが一義的にあって、それをする時に出来るだけ環境を傷めないようなやり方をやっていこうという方がどう見ても砂防として頑張れる環境かなと。それから、先ほど言いました、撹拌するようなことをとどめることで自然が結果として守られるというように思っています。

それで、ちょっと前に化石博物館へ暇だから行ってぼーっと見ていたら、学芸員の人が何を思ったのか知らないですが、「もしもし、おたく、何か興味あるのですか」「いやいや。この化石が何でこう、骨なんかが腐らずにあったんだと思って不思議で、ちょっと今、不思議がって見ていたんですわ」と言ったら、「あなた、専門は何ですか」と言うから、「いや、公務員です」とか言っていたら、「実は、化石というのは土石流から出てくるのですよ」と言われた。土石流で埋まって、そのまま保存されているから化石になったので、のたれ死んだものはすぐ風化して腐って地上から消えていくので、「これは昔の土石流の下から出てきたのです」と。そう言われてはたと気が付いて、「ああ、なるほどな。そういうことか」と。だから、土砂災害もそういう博物館に色々貢献しているのかなとその時は思って、「実は私の専門は」と言うのをやめて帰ってきましたが、そうしてみると土砂災害もなかなか面白いように思います。

7. 事業予算について

では、雑談じみたことはそれぐらいにしまして、先ほどちょっと交付金の話がありました。一括交付金にしたいから協力してねという文書が来ております。

国の建設国債、つまり国が借金をして、それを都道府県に渡しているのであれば、例えば、わが県は土石流の対策を5年間で5%上げて10年後にはおおむね概成しますとか、あるいは、弱者施設について、今、100カ所あるけれども、それをおおむね半分まで減らしていきますということ。それは国全体として、われわれが治水5計と言っていた時代に5年間で土石流対策は5%上げますとかいってよくやっていましたけれども、あれの施策に基づいてわが県ではこんなふうにしますということがあって、方針としてあって、その方

針を実行するために県のお金だけでは足りないから国のお金を使ってもいいですよという ことでお渡しするというのなら、という話を今日はしていたのです。

交付金の運用についても、早く定食を作ろうと、交付金定食を作ろうと。例えば、これは火山砂防定食。こちらは土石流定食とかいって、メインディッシュが基幹なら、関連が前菜で、デザートが何と、そういうのを作って、そして、これを標準型として、A定食、B定食、C定食となる形を作っていかないといけないだろうと思っているのです。

ところが、厄介なのが、砂防事業というのは、昔で言う機関委任事務、今で言う法定受託事務、つまり、大臣が本来やるべきだというところがネックになって、なかなかそういう論理的な組み合わせがうまくいかないということであります。急傾斜は多分割とそういう思い切った対応ができると思います。あれは法律体系が全く違っていて、自治事務なので割とそういう定食がうまくいくと思うのです。

私としては、一つ一つの事業ではなくて、地すべりも含めた三つの事業を関連させて、地区ごとにこういう交付金で、この地域の安全をこんなふうに考えていきたいということをやっていけるような仕組みの方が、本来、交付金化になったメリットだろうと。それ全体をつなぎ合わせるのが推進事業であり、その推進事業をさらに分かりやすく具体の形でつなげていく、つまり、工事用道路とか都道府県の道路を活用していくような関連事業とか、そういうものではなかろうかと思ったりもしております。これは一つ一つ現場で、こんなものが有る、あんなものが有るというものを提案していただきながら考えていくのがいいのかな思っているところであります。

あと、2分になりました。来週の水曜日に仕分けというのがあって、来週は治水特会の 仕分けであります。それからまた来月に入ると、第3弾ということで、今度は個別事業。 今度は治水特会とは全く切り離してそれぞれの事業ごとにあるわけであります。そんなふ うにして色々な人から色々な意見を聞きながら、砂防としてさらに磨きをかけてやってい こうというふうに思っていますが、

やはり現場の方で自信があり、誇りのある事業をしていただくことがわれわれを支えているということを最後に一言だけ申し上げて、このつたない、講話という字に恥ずかしいようなことですが、ちょっとお話をさせていただいたということであります。今日はどうも有り難うございました。